

いぼん

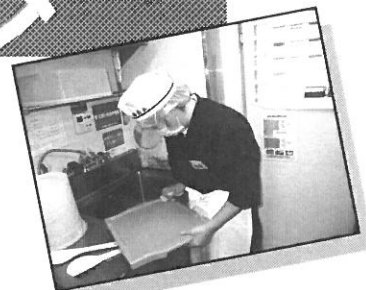
No.4 2010. 6. 1

入間市障害者相談支援センター **いぼん**
 入間市障害者就労支援センター
 入間市豊岡1-16-1 市役所内
 TEL 04-2901-7088

障害者就労支援センター

5・11 オープンして1年

夢に向かって！



* いままでの就労支援利用者人数(21年5月～22年3月実績)

	登録者	相談者	のべ職場実習 体験者	就職者(※)	1日あたりの相談 支援件数
人数	53名	135名	7名	22名	平均4.88名

※就職者はすでに就労している方で、就労継続のための支援を希望する方も含みます。

昨年の5月11日にオープンした就労支援センター。おかげさまで5月11日に1年を迎えました。この1年、たくさんの方が「働きたい！ 働き続けたい！」という希望や夢の実現を願って来所されています。そんな方たちに対して、まずはお話を聞き、その人のご希望に沿いながら、面接の練習をしたり、ハローワークへ同行したり、会社に一緒に行ったり、職場実習を設定したりしています。また、長く働き続けるために会社に訪問し、仕事の様子を拝見したり、上司や同僚の方のお話を聞き、長く働き続けられるよう会社と話し合い、職場環境を整えさせてもらったりしています。

そのような中、昨年度で22人(継続のための支援を含む)の方が、新しい生活に歩みだしています。

就労支援センターのあこなう支援 紹介

就労のための、さまざまな支援や新しい支援の動向など

ハローワーク同行

就職活動をする際には、基本的にハローワークに「求職登録」をしてもらいます。ハローワークでの職業紹介ということで、「雇用助成金」※₁の受給や「法定雇用率」※₂にカウントするなど、会社側に有利な条件が生まれ、それが雇用につながることがあるからです。(精神の手帳をお持ちの方の場合、主治医の「意見書」※₃が必要です。)

初めて障害者雇用で求職登録をされる方など、一緒にハローワークへ行き、登録や職業選択のお手伝いをします。

職業紹介を受けると、紹介状をもらい、履歴書を企業に送ったり、面接日が指定されたりします。

- ※1 一定の条件を満たすと、給与の一部補填になる助成金が支給される
- ※2 P4を参照
- ※3 就労が可能かどうかの判断をした主治医の意見書

相談支援センター りぼん

りぼんちゃんの「Q&A」

特集！

障害者自立支援協議会ってなに？

よろしく
おねがいしま～す。



りぼんちゃんは、中学2年生。今日は、障害のあるお兄ちゃんのことと相談があって、お母さんとセンターにやってきました。相談の中で、障害のある人が地域で生活するのに困っていることの解決のために「入間市障害者自立支援協議会」があると話されました。どんなところなのか詳しく聞いたので紹介します。

Q



「入間市障害者自立支援協議会」って、なんですか？

A

入間市自立支援協議会は、障害がある人もない人も安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。そのために、問題となることについて考え、どうすれば解決できるかを話し合うところです。

Q



いつできたの？

A

入間市では、平成19年2月1日から始まりました。

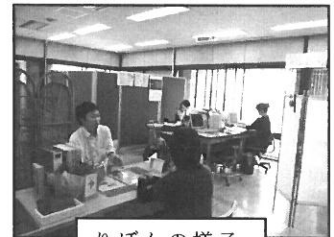
Q



委員さんは何人でどんな人がいるの？

A

委員は15名です。
障害のある子が通う学校の先生、障害のある大人の通う施設の職員、就職先を探してくれる人、大学の先生などの福祉の専門家、他にも障害のある人のお父さんやお母さん、お年寄りの相談にのる人、商店街の人や一般市民などいろいろな方が集まっています。



りぼんの様子

入間市障害者自立支援協議会委員

アポポ商店街組合

早稲田大学

教育委員会

大樹作業所

所沢ハローワーク

みんなで

創和

狭山特別支援学校

知恵を出し合って

授産施設おおるり

入間市手をつなぐ親の会

入間市社会福祉協議会

入間市障害者福祉審議会

入間市介護支援専門員研究協議会

一般公募市民

Q  **これまでにしてきたことは？**

A まず、第一に相談支援センター(平成20年10月開始)をつくりました。入間市に住む障害のある人が使いやすいものにするために、何回も何回も話し合いを重ねました。そしてできたのが障害者相談支援センターりぼんです。その後、就労支援センター(平成21年5月開始)もできました。

Q  **つまり、りぼんの生みの親は自立支援協議会ということですね。**

えっ、わたしの
生みの親??!

A そうです。障害福祉課と自立支援協議会が力を合わせて誕生したのがりぼんです。今、入間市の委託を受けて3法人(茶の花福祉会、創和、イノセント)と一緒に運営しています。場所も市役所の中なのでケースワーカーさんとも連携がとりやすくてとても便利です。

また、自立支援協議会は、育ての親でもあります。りぼんがきちんと相談に応えることができるか確かめたり、相談に応える人が困っていることがあったらみんなで知恵を出して考えてあげます。そして、問題を解決するための新しいしくみや活動をつくりだしていきます。

Q  **自立支援協議会の運営方法を教えてください。**

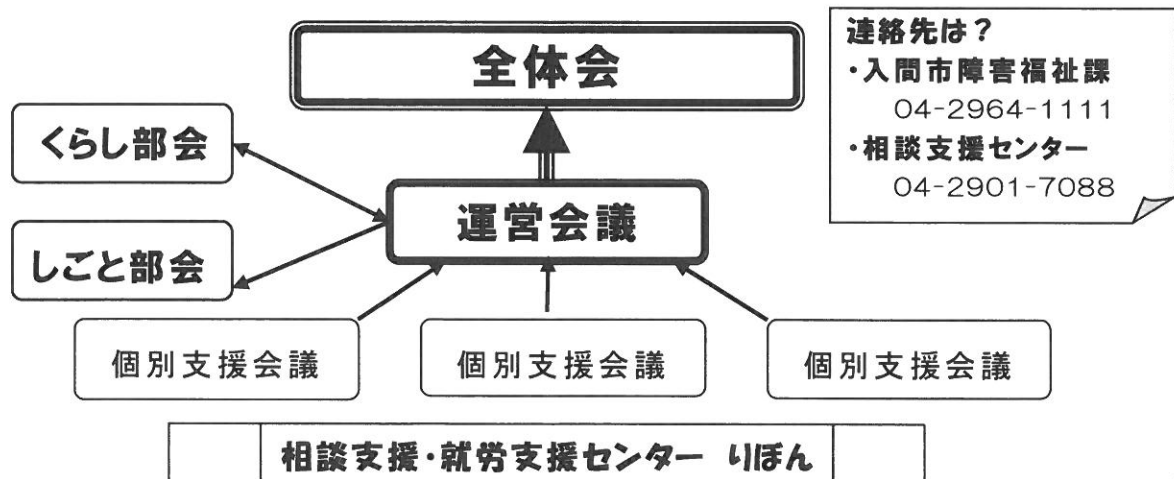
A 事務局は、りぼんと障害福祉課です。会議の進め方を考えたり、連絡や資料の準備をします。会議には種類があります。委員全員で話し合う「全体会」、問題を解決するためにどうしたらよいかを考える「専門部会」、自立支援協議会の方向性を決める「運営会議」の三つです。

まず、相談支援センターで受けた相談の中で、特に話し合う必要があると思われるケースを運営会議にかけます。運営会議は、会長、副会長、各部長、事務局がメンバーです。地域全体の課題として考えたほうが良いと思われるものがあったら専門部会で検討します。

専門部会は「くらし部会」と「しごと部会」の二つです。「くらし部会」は、こどもからお年寄りまでの障害のある人が、自分らしい生活を自分で決めて、ふつうに生きていく事ができるための手立てについて考えます。「しごと部会」は、障害のある人が施設や職場で安心して働き続けるためにはどうしたらよいかについて話しあいます。

各部会の内容は運営会議に報告され、全体会で話し合うべき課題などが整理され、全体会の議題などが決まります。全体会ではそれを受けて、いろんな立場の人が知恵を出し合って、障害がある人もない人も安心して暮らすことのできる入間市を作るための対応策を考えていきます。

<入間市障害者自立支援協議会>



連絡先は？
・入間市障害福祉課
04-2964-1111
・相談支援センター
04-2901-7088



いろいろ教えていただきありがとうございました。お兄ちゃんのことを入間市の人みんなで考えてくれるんだと思うととてもうれしいです。わたしもお兄ちゃんといつまでも仲良ししています。それと、お母さんのお手伝いも…、(お母さんがギョロリ!) はい、頑張りマース!

お知らせ

7月より改正雇用促進法が施行されます！

障害者雇用促進法とは…

企業は、従業員の1.8%以上（国・地方公共団体等は2.1%）の障害者を雇用しなければならないと法律上定められています。それに満たない企業は、〔障害者雇用納付金〕とって、満たない人数×5万円を満たない月数分支払わなければなりません。納付されたお金を元に、法定雇用率を超えた企業に支給される「雇用調整金」や「施設改善等の助成金」を支給する仕組みです。

現在、常用雇用労働者301人以上の事業主に適応されています。

また、法定雇用率の算定労働時間は、週30時間を基礎としています。

障害のある人の
就労の機会が
広がります！

7月からは—

* 障害者雇用納付金制度の対象事業主が拡大されます。

・平成22年7月～ 常用雇用労働者201人以上の事業主に適応

⇒制度の適用から5年間は、減額特例が適用されます。

常用労働者が201人以上300人以下の事業主

平成22年7月から平成27年6月まで **5万円 → 4万円**

※平成27年4月～ 常用雇用労働者101人以上の事業主にも適応されます。

* 短時間労働が障害者雇用率制度の対象となります。


週所定労働時間20時間以上30時間未満の短時間労働も、常用雇用労働者の総数や実雇用障害者数の計算の際に、0.5カウントとしてカウントすることとなります。

この改正に併せて、算定の基礎となる常用労働者の総数に短時間労働者(20時間以上30時間未満＝いわゆるパート労働者)も0.5カウントとして計算されます。

したがって、今まで法定雇用率に達していた企業も未達成企業になり、場合によっては納付金対象になる可能性もあります。

りぼんでは、障害手帳をお持ちの方を採用
したいと計画する事業主様の相談をお受け
いたします！

新
スタッフ紹介



安藤 紀(あんどう のり) うお座 国分寺生まれ(入間で育っています！)

4月より、社会福祉法人創和の人事異動により勤務しています。

りぼんでの出会いを大切にしながら、一緒に考えさせていただければと思っています。